

第5波と第6波の比較

	第5波	第6波
発令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言（県内全域） 8/11～9/30（51日間） ・ 国のまん延防止等重点措置 重点措置区域（一部地域） 宮崎市 8/27～9/30 日向市、門川町 8/27～9/12 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言（県内全域） なし ・ 国のまん延防止等重点措置 重点措置区域（県内全域） 宮崎市、都城市、延岡市、三股町 1/21～3/6（45日間） その他市町村 1/25～3/6（41日間）
外出・移動	原則、外出自粛	原則、市町村外への外出自粛
飲食店等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間短縮 ・ 酒類提供の終日停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間短縮 ・ 酒類提供の終日停止 <p>※国の基本的対処方針上、認証店については酒類提供は可であるが、県の判断で認証店も含め、一律に停止を要請</p>
支援関係	<p>①月次支援金（国） ※まん防影響の場合のみ</p> <p>②飲食関連事業者等支援金（県）</p> <p>③酒類販売事業者等緊急支援金（県）</p> <p>④県内事業者緊急支援金（県）</p> <p>※①と②はいずれかの支給</p>	<p>①事業復活支援金（国）</p> <p>②酒類販売事業者等緊急支援金（県）</p> <p>③県内事業者緊急支援金（県）</p>

まん延防止等重点措置延長の影響により 売上が減少した事業者への支援

①事業復活支援金（国）

- 主な要件 ①新型コロナウイルスの影響で売上が減少した事業者
②対象月の売上高が基準月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少
 - 支給額 $(\text{基準期間の売上高}) - (\text{対象月の売上}) \times 5$
ただし、法人上限：250万円 個人上限：50万円
- ※対象月…令和3（2021）年11月～令和4（2022）年3月のいずれかの月
※基準月…平成30（2018）年11月～令和3（2021）年3月までの間の任意の同じ月

すべての業種

②酒類販売事業者等緊急支援金（県）

- 主な要件 ①まん延防止等重点措置の適用に伴う飲食店等での酒類提供停止要請の影響を受けている
酒類小売事業者、酒類卸売事業者、酒類製造事業者であること
②該当月の売上が平成31年～令和3年の同月と比較して30%以上減少
- 支給額 $(\text{売上減少額}) - (\text{事業復活支援金（国）}) \times 1 / 5$
法人上限：10～60万円/月 個人上限：5～30万円/月
※減収割合によって変動
※年間売上高1億円超の事業者は、上限を1.5倍に引き上げ

酒類販売事業者、
酒類製造事業者

③県内事業者緊急支援金（県）

- 主な要件 ①まん延防止等重点措置の適用延長による影響を受けている県内事業者
②令和4年1月から3月までのいずれかの月の事業収入が、基準月（平成31年から令和3年までのいずれかの同月）の事業収入と比較して50%以上減少
③上記②の基準月の事業収入額が10万円以上であること
- 支給額 一律10万円

すべての業種
協力金受給の飲食店等は除く。

すべての支援金の要件を満たせば、**①** + **③**、**①** + **②** + **③** の組み合わせで併給可能

酒類販売事業者等緊急支援事業 [156百万円]

まん延防止等重点措置の適用に伴う飲食店等での酒類提供停止要請により、大きな影響を受ける酒類販売事業者等に、売上の減少割合に応じ、支援金を支給

- 対象者
県内に本店又は主たる事業所を有する酒類販売事業者等
酒類小売事業者、酒類卸売事業者、酒類製造事業者
- 主な支給要件
酒類の提供を停止している飲食店等と酒類の取引があること
該当月の売上が平成31年から令和3年までのいずれかの同月と比較して30%以上減少
- 支給額
売上減少額－事業復活支援金（国）の1/5の額
法人上限：10万円～60万円/月 個人上限：5万円～30万円/月
※ 減収割合によって変動
※ 年間売上高1億円超の事業者は、上限を1.5倍に引き上げ

支援金のイメージ（年間売上高1億円以下の事業者）

売上90%以上減少 売上70～90%減少 売上50～70%減少 売上30～50%減少

